

定地域密着型介護予防サービス事業者から指定地域密着型介護予防サービスを受けた住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る地域密着型介護予防サービス費（特定地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）の請求にあつては、施設所在市町村）を加える。「市町村」の下に「（施設所在市町村の長が同条第一項本文の指定した指定地域密着型介護予防サービス事業者から指定地域密着型介護予防サービスを受けた住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る地域密着型介護予防サービス費（特定地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）の請求にあつては、施設所在市町村）が定める」に改める。

第五十四条の三第二項中「により市町村」の下に「（施設所在市町村の長が同条第一項本文の指定した指定地域密着型介護予防サービス事業者から指定地域密着型介護予防サービスを受けた住所地特例適用居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める者に係る特例地域密着型介護予防サービス費（特定地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）の額にあつては、施設所在市町村）を加える」。

第五十八條第一項中「当該市町村」の下に「（住所特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあつては、施設所在市町村）を加える」。

第五十九條の次に次の一条を加える。

（一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る介護予防サービス費等の額）

第五十九條の二 第一号被保険者であつて政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援被保険者が受ける次の各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。

一 介護予防サービス費の支給 第五十三條第二項第一号及び第二号並びに第五十五條第一項、

第四項及び第六項

二 特例介護予防サービス費の支給 第五十四條第三項並びに第五十五條第一項、第四項及び第六項

三 地域密着型介護予防サービス費の支給 第五十四條の二第二項第一号及び第二号並びに第五十五條第一項、第四項及び第六項

四 特例地域密着型介護予防サービス費の支給 第五十四條の三第二項並びに第五十五條第一項、第四項及び第六項

五 介護予防福祉用具購入費の支給 第五十六條第三項、第四項及び第七項

六 介護予防住宅改修費の支給 第五十七條第三項、第四項及び第七項

第六十條中「含む。」を「含む。次項において同じ。」に、「含む。」又は「を」を含む。同項において同じ。）又は「に、次の各号」を「前条各号」に改め、「場合」の下に「（同条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）」を加え、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける前条各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同条の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の八十」とあるのは、「百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

第六十一條の三第一項中「所得」の下に「及び資産」を加える。

第六十八條第五項中「又はその被扶養者」を「若しくはその被扶養者又は船員保険の被保険者（船員保険法第二条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）若しくはその被扶養者」に改める。第六十九條第三項中「次項」の下に「及び第五項」を「場合」の下に「（第四十九條の二又は第五十九條の二の規定により読み替えて適用する場合を除く。）」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス並びに行っ

た住宅改修に係る前項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第四十九條の二又は第五十九條の二の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、第四十九條の二又は第五十九條の二の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の八十」とあるのは、「百分の七十」とする。

第六十九條の三第二項中「又は地域密着型介護予防サービス」を「若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業」に改め、同条に次の一項を加える。

3 介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他の資質の向上を図るよう努めなければならない。

第六十九條の三十八第二項中「第六十九條の三十四」を「第六十九條の三十四第一項又は第二項」に改める。

第六十九條の三十九第二項第一号中「第六十九條の三十四」を「第六十九條の三十四第一項若しくは第二項又は第六十九條の三十五」に改める。

第七十八條の二第一項中「市町村が行う」を「市町村が行う」に改め、「被保険者」の下に「（特定地域密着型サービスに係る指定にあつては、当該市町村の区域内に所在する住所特例対象施設に入所等をしている住所特例適用要介護被保険者を含む。）」を加え、同条第七項中「又は」を「、又は」に、「講じなければ」を「講ずるよう努めなければ」に改める。

第七十八條の十四第一項中「市町村の」を「市町村が」に改め、「被保険者」の下に「（特定地域密着型サービスに係る公募指定にあつては、当該市町村の区域内に所在する住所特例対象施設に入所等をしている住所特例適用要介護被保険者を含む。）」を加える。

第一百十五條の十二第二項中「市町村の」を「市町村が」に改め、「被保険者」の下に「（特定地域密着型介護予防サービスに係る指定にあつては、当該市町村の区域内に所在する住所特例対象施設に入所等をしている住所特例適用居宅要支援被保険者を含む。）」を加え、同条第五項中「講じなければ」を「講ずるよう努めなければ」に改める。

第一百十五條の二十二第二項中「市町村の」を「市町村が」に改め、「被保険者」の下に「（当該市町村が行う介護保険の住所特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所特例対象施設に入所等をしている住所特例適用被保険者を含む。住所特例対象施設に入所等をしている住所特例適用居宅要支援被保険者を含む。）」を加える。

第一百十五條の四十五第一項及び第二項を次のように改める。

市町村は、被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所特例対象施設に入所等をしている住所特例適用被保険者を含む。第三項第三号及び第一百十五條の四十九を除き、以下この章において同じ。）の要介護状態等となることへの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従つて、地域支援事業として、次に掲げる事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を行うものとする。

一 居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）に対して、次に掲げる事業を行う事業（以下「第一号事業」という。）

イ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従つて、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業（以下この項において「第一号訪問事業」という。）

ロ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従つて、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業（以下この項において「第一号通所事業」という。）

ハ 厚生労働省令で定める基準に従つて、介護予防サービス事業若しくは地域密着型介護予防サービス事業者又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業と一体的に行われる場合に効果があると思われる居宅要支援被保険者等の地域における自立した日常生活の支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業（二において「第一号生活支援事業」という。）